

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、
その翌日)

目次

◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
保険医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

豚等の移入の禁止

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 告 宅地建物取引主任者資格試験の実施

鳥取県職員採用上級試験の実施

◇ 誤 昭和五十六年八月鳥取県告示第七百十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松浦診療所	米子市東町九七 開発ビル内	昭和五十七年五月二十日

鳥取県告示第五百三十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
松浦診療所	米子市東町一一一	昭和五十七年三月三十一日

鳥取県告示第五百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十七年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
船田医院	米子市尾高一五九	昭和五十七年四月十六日
岩佐産婦人科医院	米子市東福原五七八	昭和五十七年四月十七日
伊藤医院	東伯郡北条町大字江北八一	昭和五十七年四月二十三日
仲齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿 一一四四	昭和五十七年四月二十一日
大月医院	倉吉市井戸畑一三五十六	昭和五十七年四月二十日

福嶋齒科医院	鳥取市栄町六〇九 加藤紙店ビル内	昭和五十七年四月十六日
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	昭和五十七年四月八日

鳥取県告示第五百四十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
米子薬局	米子市加茂町二丁目七	昭和五十七年二月一日
溝口齒科診療所	日野郡溝口町溝口六九五一一	昭和五十七年三月一日
面影薬局	鳥取市大柵四九一一	〃
名和薬局	西伯郡名和町大字御米屋 一六〇一一〇	〃
前川齒科医院	鳥取市湖山町北一丁目五〇八	昭和五十七年三月八日

桜井 医院	鳥取市立川町二丁目二三	昭和五十七年三月九日
松浦 診療所	米子市東町九七 開発ビル内	昭和五十七年四月一日
池原整形外科医 院	米子市福市一六九	昭和五十七年四月八日
橋本 齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿 五五二	"
吉澤 齒科医院	気高郡気高町大字勝見字砂山 八四四―三〇	"
竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目二〇六	昭和五十七年四月十四日

鳥取県告示第五百四十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都 道府県名	申出の受理の 年 月 日
米子 薬局	米子市加茂町二丁目七	全 国	昭和五十七年 二月一日

溝口 齒科診療所	日野郡溝口町溝口六九五―一	"	昭和五十七年 三月一日
面影 薬局	鳥取市大杵四九―一	"	"
名和 薬局	西伯郡名和町大字御来屋 一六〇―二〇	"	"
前川 齒科医院	鳥取市湖山町北一丁目五〇八	"	昭和五十七年 三月八日
桜井 医院	鳥取市立川町二丁目二三	"	昭和五十七年 三月九日
松浦 診療所	米子市東町九七 開発ビル内	"	昭和五十七年 四月一日
池原整形外科医 院	米子市福市一六九	"	昭和五十七年 四月八日
橋本 齒科医院	東伯郡大栄町大字由良宿五五二	"	"
吉澤 齒科医院	気高郡気高町大字勝見字砂山 八四四―三〇	"	"
竹原皮膚科医院	鳥取市西町一丁目二〇六	"	昭和五十七年 四月十四日

鳥取県告示第五百四十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
平岡 遵子	鳥国薬第四七九号	昭和五十七年三月一日
花木 正史	鳥国医第二、七三〇号	昭和五十七年三月三十日
大城 等	鳥国医第二、七五〇号	昭和五十七年四月十九日
田中英子	鳥国薬第四八二号	昭和五十七年四月二十六日

鳥取県告示第五百四十四号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）
第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお
それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

福島県石川郡の区域

鳥取県告示第五百四十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、昭和五十七年六月一日から施行する。

昭和五十七年五月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の県庁前支店の項中「鳥取県東部県税事
務所」及び「鳥取県鳥取土木出張所」を削り、同表の株式会社鳥取銀行の

県庁出張所の項中

鳥取市東町一丁目

を

鳥

取市東町一丁目

鳥取県東部県税事務所
鳥取県鳥取土木出張所

に改める。

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定により、
昭和57年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和57年5月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験の日時
昭和57年10月17日(日) 午後1時から午後3時まで
- 2 試験の場所
鳥取市生山111番地 鳥取県立鳥取工業高等学校
- 3 試験の内容
おおむね次の事項について行う。
なお、出題法令の内容は、昭和57年4月1日現在施行されている内容とする。
 - (1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
 - (2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
 - (3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - (4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - (5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - (6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - (7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。
- 4 試験の方法及び出題数
 - (1) 方法 四択択一式の筆記試験による。
 - (2) 出題数 50問
- 5 受験資格
次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第28号)による高等学校を卒業した者
 - (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
 - (3) 知事が、(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めたる者
 - 6 受験申込み
 - (1) 申込期間
昭和57年9月6日(月)から昭和57年9月10日(金)まで
 - (2) 申込受付場所
鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所
 - (3) 受験手数料 4,000円
(受験申込書の所定欄に4,000円に相当する鳥取県収入証紙をはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。)
 - 7 合格者の発表
昭和57年11月26日(火)に鳥取県公報に公告するとともに、合格者にその旨を通知する。
 - 8 その他
詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木出張所、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。
- 職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和57年5月28日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和57年度鳥取県職員採用上級試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行政	約 15 名
土木	若干名
農林	若干名
化学	若干名
農業	若干名
林業	若干名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する場合があります。

3 対象となる職種

知事の事務部局、企業局等に勤務する行政職給料表 6 等級相当程度の係員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 101,900 円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない

者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受験資格
行政	昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の3に規定する農業改良普及員の資格を有するもの又は昭和58年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
土木	
農林	
化学	
農業	昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた者で、森林法（昭和26年法律第249号）第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は昭和58年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
林業	

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）、専門試験（多枝選択式及び記述式）及び適性検査とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和57年7月18日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

米子市錦町一丁目108番地 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和57年9月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220番地）にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、人物試験、身体検査及び人物調査とし、人物試験は個別面接により、人物調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所

昭和57年10月上旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和57年11月上旬に鳥取県庁本庁舎にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。申込みできる「試験の区分」は一つに限る。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和57年6月1日（火）から同月25日（金）まで

なお、郵送による申込みは、昭和57年6月25日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）

ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、60円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

専門試験（多枝選択式及び記述式）出題分野一覧表

試験の区分	出題分野
行政	政治学、行政学、社会政策、憲法、行政法、民法、商法、刑法、労働法、経済学、財政学

土 木	数学、物理、応用力学、水理学、測量、土質工学、材料学、土木施工、都市計画、測量、河川、道路、港湾、交通、上水道
農 業 土 木	数学、応用力学、水理学、測量、土壤物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料施工、農業機械、農学一般
化 学	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
農 業	栽培学 <small>栽培学</small> 凡論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林 業	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学

正 誤

昭和五十六年八月鳥取県告示第七百十八号（保安林予定森林について）
中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
六 上 八 字 於 壹 字 於 壹

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】